

平成 25 年 2 月 8 日

IOSCO による市中協議報告書「顧客資産保護に関する勧告」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「顧客資産保護に関する勧告」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、規制当局による顧客資産を保管する市場仲介者に対する監督の向上に役立てようとするものである。

リーマンブラザーズやMFグローバルの破綻といった近年の出来事は、顧客資産保護制度の重要性を際立たせてきた。このような状況の中、投資家は、特定の市場仲介者や特定の地域に資産を預託することの潜在的な影響を、より良く理解しようと努めている。規制当局は、顧客資産に対するリスクに対処し、債務不履行、破綻処理、あるいは、支払不能のシナリオにおける顧客資産の移転や返還に係る方法を決定するよう努めている。

本日公表された8つの原則は、顧客資産保護における市場仲介者や規制当局の役割を明確にすることによって、規制当局に対し、顧客資産を保管する市場仲介者に対する監督を強化するための方法に係る指針を提供するものである。

顧客資産保護制度は国・地域によって異なるかもしれないが、多くの国・地域には、顧客資産に係る規則や規制が存在する。本報告書は、法令遵守状況を監視するための内部管理体制の構築等を通じて、これらの規則を確実に遵守する市場仲介者の責任について概説している。市場仲介者が顧客資産を第三者に預託する場合、市場仲介者は、その顧客資産の口座及び記録を、第三者のそれと一致させるべきである。市場仲介者が、顧客資産保護制度を遵守しなければならない一方、規制当局は、本報告書に従って、市場仲介者が適用される国内規則を遵守しているかを監督するとともに、顧客資産の効果的な保護を促す制度を維持する役割を担っている。

本報告書に対するコメント期限は、2013年3月25日（月）である。